

<周知・注意喚起>行動指針の改訂および警戒情報のお知らせ（7/22）：理

教職員 各位

理学研究科等災害対策本部長（理学研究科長）

安全衛生管理室長（新型コロナウイルス感染症対策担当）

行動指針の改訂および警戒情報のお知らせ

大学本部より、行動指針の改訂について、下記及び別添ファイルのとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

今回の改訂のポイントは下記4点です。

- ・行動指針のレベルごとの目安（例示）を付記
- ・欄外で補足説明していた出張、学生の旅行、催事などの留意点を欄内に整理
- ・よりきめ細かい注意喚起を行うため、必要に応じて「警戒情報」を付記
- ・その他の留意事項や各種ガイドライン等を欄外に参考表示

なお、首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）での感染拡大を受けて、学生、教職員に対し、当該地域への出張や旅行はできるだけ自粛するよう注意喚起の依頼もありましたので、ご留意くださいますようお願いいたします。

引き続き感染予防の徹底と各自責任ある行動に努められますようお願い申し上げます。

※学生には教務課より別途連絡しますことを申し添えます。

****以下、新型コロナウイルス感染症対策本部会議通知*****

＊ ＊ B C Cで送信しています＊ ＊

部局長連絡会議構成員 各位

（c c本部部（課）長、各部課総務担当係、各部局総務担当係）

お世話になっております。総務企画部総務課の小野寺と申します。
新型コロナウイルス感染症への対応については、ご協力いただき、
ありがとうございます。

本日の部局長連絡会議で説明のありました行動指針の改訂について、
お知らせいたします。

これまで行動指針に記載がされていない出張や催事などは、補足

説明としてお知らせをしてきたところですが、今般それらを取り込み改訂版として整理をしました。

また、必要に応じて「警戒情報」を付記し、よりきめ細かい注意喚起を行えるようにしております。

早速ですが、昨今の首都圏での感染拡大を受けて、7月21日付けで下記のと通りの警戒情報を発しますのでお知らせします。部局内での出張や学生の旅行等について、注意喚起くださいますよう、よろしくお願いいたします。

「★7/21 首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）への出張や旅行は、出来るだけ自粛してください。」

※本件については、既に東北大学HPにも掲載しています。

<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/>

※英語版は、後日総務担当係に送付いたします。

国立大学法人東北大学

総務企画部 総務課 総務係 小野寺 和彦

TEL:022-217-4807 / FAX:022-217-5906

Mail : gen-som@grp.tohoku.ac.jp

****本部の連絡はここまで*****

東北大学 理学部・理学研究科 総務課

総務企画係 千葉・阿部・甲斐・近藤・八野

〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3

TEL : 022-795-6346

FAX : 022-795-6363

E-mail : sci-syom@grp.tohoku.ac.jp

【7月21日（火）現在】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）

段階	目安 (例示)	研究活動	授業 (講義・演習・実習)	出張	学内会議	学生の課外活動	学生の旅行	催事・イベント等 (本学が開催するもの)	事務体制
1	国内で感染が認められる。	各部署の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができます。	講義科目はオンライン授業を中心に実施し、一部対面での実施を組み込むこともできます。	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。 ★	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	課外活動ガイドラインに基づき感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	不要不急の旅行は自粛とします。 帰省は、帰省先の感染状況を確認するなど注意が必要です。 ★	催事等開催時のガイドラインに基づき実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。業務の性質に応じて、時差出勤と1～3割程度の在宅勤務を推奨します。

★警戒情報

（警戒情報を逐次記載をします。）

★7/21 首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）への出張や旅行は、出来るだけ自粛してください。

* 医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。

* この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

* 海外出張については、渡航先の感染状況を踏まえて、検討することとなります。

* 各種ガイドライン参照のこと

<研究>各部署における感染防止対策の管理体制の構築について(5/11 通知)

<授業>BCP レベル 1 における授業実施の取扱い・対応ガイドライン(7/21 通知) <対象：令和 2 年度第 2 学期以降開講授業>

BCP レベル 1 における対面による授業実施の取扱い・対応ガイドライン(6/8 通知) <令和 2 年度第 1 学期開講授業まで>

<入試>BCP レベル 1 における対面による大学院入試実施ガイドライン(6/26 通知)

<課外活動>課外活動ガイドライン(7/3 通知)

<寮>学生寄宿舍新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン（6/26 通知）

<催事・イベント等>催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(6/12 通知)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（ＢＣＰ）【改訂版】

段階（レベル）を動かす判断は、国や地域、本学キャンパス内の状況を総合的に勘案して、対策本部において決定します。

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

段階	目安 (例示)	研究活動	授業 (講義・演習・実習)	出張	学内会議	学生の課外活動	学生の旅行	催事・イベント等 (本学が開催するもの)	事務体制
0	世界で感染が収束	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感染が認められる。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができます。	講義科目はオンライン授業を中心に実施し、一部対面での実施を組み込むこともできます。	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	課外活動ガイドラインに基づき感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	不要不急の旅行は自粛とします。 帰省は、帰省先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	催事等開催時のガイドラインに基づき実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。業務の性質に応じて、時差出勤と 1 ～3 割程度の在宅勤務を推奨します。
2	国内で感染が認められ、かつ国から一定の行動制限等をうける。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での作業を推奨します。	原則オンラインにより授業を実施します。 実技・実験・実習の科目等で対面での授業実施が不可欠な場合のみ、感染拡大に最大限の配慮をしたうえで、対面による授業を実施することができます。	感染が広がっている地域へは、業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	全面禁止	感染が広がっている地域へは、自粛とします。	原則オンライン ただし、小規模（参加者 50 人以下）かつ催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、時差出勤と 3 割程度の在宅勤務を推奨します。
3	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、立ち入る研究室関係者は限定し、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とします。	オンライン授業のみ	業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。	原則として、オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	原則オンライン	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、時差出勤と 5 割程度の在宅勤務とします。

4	本学キャンパス内で複数の感染者が発生又は、国から宮城県に緊急事態宣言が発令。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、必要最小限の活動のみに限定するとともに、交代制にするなど立ち入り者相互の面談は避けることとします。	オンライン授業のみ	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数とし、7～8割程度の在宅勤務とします。
5	本学キャンパス内で複数の集団感染が発生。	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能です。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみ（教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止）	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務とします。

★警戒情報

（警戒情報を逐次記載をします。）

* 医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。

* この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

* 海外出張については、渡航先の感染状況を踏まえて、検討することとなります。

* 各種ガイドライン参照のこと

<研究>各部局における感染防止対策の管理体制の構築について(5/11 通知)

<授業>BCPレベル1における授業実施の取扱い・対応ガイドライン(7/21 通知) <対象：令和2年度第2学期以降開講授業>

BCPレベル1における対面による授業実施の取扱い・対応ガイドライン(6/8 通知) <令和2年度第1学期開講授業まで>

<入試>BCPレベル1における対面による大学院入試実施ガイドライン(6/26 通知)

<課外活動>課外活動ガイドライン(7/3 通知)

<寮>学生寄宿舍新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン（6/26 通知）

<催事・イベント等>催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(6/12 通知)